

令和5年5月31日招集

# 秩父市議会定例会議案



## 目 次

|        |  |    |
|--------|--|----|
| 議案第39号 | 専決処分について（秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）・・         | 1  |
| 議案第40号 | 専決処分について（秩父市税条例の一部を改正する条例） .....           | 4  |
| 議案第41号 | 専決処分について（秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例） .....       | 10 |
| 議案第42号 | 専決処分について（令和5年度秩父市一般会計補正予算（第1回）） .....      | 13 |
| 議案第43号 | 秩父市税条例の一部を改正する条例.....                      | 26 |
| 議案第44号 | 秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を<br>改正する条例..... | 29 |
| 議案第45号 | 秩父市印鑑条例の一部を改正する条例.....                     | 30 |
| 議案第46号 | 秩父市介護保険条例の一部を改正する条例.....                   | 31 |
| 議案第47号 | 秩父市立保育所条例等の一部を改正する条例.....                  | 32 |
| 議案第48号 | 秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例.....                  | 35 |
| 議案第49号 | 秩父市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....          | 48 |
| 議案第50号 | 秩父市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例.....               | 49 |
| 議案第51号 | 秩父市コミュニティ・プラント条例.....                      | 61 |
| 議案第52号 | 秩父市長の給料の額の特例に関する条例を廃止する条例.....             | 65 |
| 議案第53号 | 令和5年度秩父市一般会計補正予算（第2回） .....                | 66 |



議案第 39 号

専決処分について

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 31 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

専決処分書

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

秩 父 市 長            北   堀            篤

## 秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例（平成17年秩父市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第21条の2中「第22条の2」を「第22条の2第1項」に改める。

第22条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第4項中「第21条第1項」を「第21条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第5項、第6項、第8項から第11項まで、第14項及び第15項中「第21条第1項の」を「第21条の」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の秩父市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第40号

専決処分について

秩父市税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月31日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

専決処分書

秩父市税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

秩 父 市 長            北   堀            篤

## 秩父市税条例の一部を改正する条例

秩父市税条例（平成17年秩父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第16項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第17項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第18項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第19項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第21項を次のように改める。

2 1 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 1 2 項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 1 項中「附則第 7 条第 1 3 項」を「附則第 7 条第 1 7 項」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 0 項の次に次の 1 項を加える。

1 1 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 6 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 15 条の 2 を削り、附則第 15 条の 2 の 2 を附則第 15 条の 2 とする。

附則第 15 条の 6 第 3 項を削る。

附則第 16 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 30 条第 7 項」を「附則第 30 条第 3 項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「3 輪以上の法第 44 6 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア（イ）中「3, 900 円」とあるのは「2, 000 円」と、同号ア（ウ）a 中「6, 900 円」とあるのは「3, 500 円」」に改め、同項を同条第 3 項と

し、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の秩父市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において同じ。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得した同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の秩父市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、

なお従前の例による。

- 2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第41号

専決処分について

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月31日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

専決処分書

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

秩 父 市 長            北   堀            篤

## 秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例

秩父市都市計画税条例（平成17年秩父市条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第17項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の秩父市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

議案第42号

専決処分について

令和5年度秩父市一般会計補正予算（第1回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月31日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

専決処分書

令和5年度秩父市一般会計補正予算（第1回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月1日

秩 父 市 長            北            堀            篤

令和5年度秩父市一般会計補正予算（第1回）

令和5年度秩父市一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,808千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,737,808千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|----------|---------|------------|--------|------------|
| 16 国庫支出金 |         | 3,743,140  | 67,808 | 3,810,948  |
|          | 2 国庫補助金 | 593,857    | 67,808 | 661,665    |
| 歳入       | 合計      | 29,670,000 | 67,808 | 29,737,808 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前の額      | 補 正 額  | 計          |
|-------|---------|------------|--------|------------|
| 3 民生費 |         | 11,207,457 | 67,808 | 11,275,265 |
|       | 2 児童福祉費 | 4,501,029  | 67,808 | 4,568,837  |
| 歳 出   | 合 計     | 29,670,000 | 67,808 | 29,737,808 |

余 白



(歳出)

| 款     | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|-------|------------|--------|------------|
| 3 民生費 | 11,207,457 | 67,808 | 11,275,265 |
|       |            |        |            |
| 歳出合計  | 29,670,000 | 67,808 | 29,737,808 |



2 歳 入

(款) 16 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

| 款 項 目 |   |            | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|-------|---|------------|-----------|--------|-----------|
| 16    |   | 国庫支出金      | 3,743,140 | 67,808 | 3,810,948 |
|       | 2 | 国庫補助金      | 593,857   | 67,808 | 661,665   |
|       |   | 2 民生費国庫補助金 | 300,412   | 67,808 | 368,220   |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節              |        | 説 明   |
|----------------|--------|---|
| 区 分            | 金 額    |   |
| 2 児童福祉費<br>補助金 | 67,808 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 子育て世帯生活支援特別給付金事業事務費補助金（ひとり親世帯） 968</li><li>・ 子育て世帯生活支援特別給付金事業事業費補助金（ひとり親世帯） 41,000</li><li>・ 子育て世帯生活支援特別給付金事業事務費補助金（その他世帯） 840</li><li>・ 子育て世帯生活支援特別給付金事業事業費補助金（その他世帯） 25,000</li></ul> |

3 歳 出

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額    | 計          | 補正額の財源内訳 |            |        |  |  |
|-------|-------|----------|------------|----------|------------|--------|--|--|
|       |       |          |            | 特 定 財 源  |            |        |  |  |
|       |       |          |            | 国県支出金    | 地 方 債      | そ の 他  |  |  |
| 3     |       | 民生費      | 11,207,457 | 67,808   | 11,275,265 | 67,808 |  |  |
|       | 2     | 児童福祉費    | 4,501,029  | 67,808   | 4,568,837  | 67,808 |  |  |
|       |       | 2 子育て支援費 | 1,453,348  | 67,808   | 1,521,156  | 67,808 |  |  |
|       |       |          |            |          |            |        |  | (国) 子育て世帯生活支援特別給付金事業事務費補助金(ひとり親) 968     |
|       |       |          |            |          |            |        |  | (国) 子育て世帯生活支援特別給付金事業事務費補助金(ひとり親) 41,000  |
|       |       |          |            |          |            |        |  | (国) 子育て世帯生活支援特別給付金事業事務費補助金(その他世帯) 840    |
|       |       |          |            |          |            |        |  | (国) 子育て世帯生活支援特別給付金事業事務費補助金(その他世帯) 25,000 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 一般財源 | 節             |        | 説 明                                |
|------|---------------|--------|------------------------------------|
|      | 区 分           | 金 額    |                                    |
|      |               |        |                                    |
|      |               |        |                                    |
|      | 10 需用費        | 176    | ○ 子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯）＜保育こども課＞ |
|      | 11 役務費        | 312    | 41,968                             |
|      | 12 委託料        | 1,320  | 10 需用費 106                         |
|      | 18 負担金補助及び交付金 | 66,000 | 消耗品費 30                            |
|      |               |        | 印刷製本費 76                           |
|      |               |        | 11 役務費 202                         |
|      |               |        | 通信運搬費 134                          |
|      |               |        | 手数料 68                             |
|      |               |        | 12 委託料 660                         |
|      |               |        | 電算処理委託料 660                        |
|      |               |        | 18 負担金補助及び交付金 41,000               |
|      |               |        | 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯） 41,000      |
|      |               |        | ○ 子育て世帯生活支援特別給付金事業（その他世帯）＜保育こども課＞  |
|      |               |        | 25,840                             |
|      |               |        | 10 需用費 70                          |
|      |               |        | 消耗品費 30                            |
|      |               |        | 印刷製本費 40                           |
|      |               |        | 11 役務費 110                         |
|      |               |        | 通信運搬費 70                           |
|      |               |        | 手数料 40                             |
|      |               |        | 12 委託料 660                         |
|      |               |        | 電算処理委託料 660                        |
|      |               |        | 18 負担金補助及び交付金 25,000               |
|      |               |        | 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯） 25,000       |

## 議案第43号

### 秩父市税条例の一部を改正する条例

秩父市税条例（平成17年秩父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収する」を「により徴収する」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び側面が」を「、側面が」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の秩父市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の秩父市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けべき秩父市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する新条例第36条の3の2第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

令和5年5月31日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備ほか、所要の改正を行いたいため。

議案第44号

秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例  
秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年秩父市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第14条第2項」の次に「、第15条の3第1項」を加える。

第11条中「介護時間」の次に「、子育て時間」を加える。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（子育て時間）

第15条の3 子育て時間は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て時間の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第15条第3項の規定は、子育て時間について準用する。

第17条（見出しを含む。）中「介護時間」の次に「、子育て時間」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 秩父市職員の育児休業等に関する条例（平成17年秩父市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「又は勤務時間等条例第15条の2第1項の規定による介護時間」を「、勤務時間等条例第15条の2第1項の規定による介護時間又は勤務時間等条例第15条の3第1項の規定による子育て時間」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て時間」に改める。

令和5年5月31日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

職員の育児支援のため、子育て時間の新設について、所要の改正を行いたいため。

## 議案第45号

### 秩父市印鑑条例の一部を改正する条例

秩父市印鑑条例（平成17年秩父市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条中「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年5月31日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

### 提案理由

移動端末設備用利用者証明用電子証明書を用いたコンビニエンスストア等における印鑑登録証明書の自動交付に関し、所要の改正を行いたいため。

## 議案第46号

### 秩父市介護保険条例の一部を改正する条例

秩父市介護保険条例（平成17年秩父市条例第177号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「除く。）」の次に「及び令和4年度分の保険料であって、令和5年3月31日までに第1号被保険者の資格を取得したことにより同年4月1日以降に納期限が定められているもの」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第11項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

令和5年5月31日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

#### 提案理由

国の財政支援の終了に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に係る介護保険料の減免措置について、所要の改正を行いたいため。

議案第47号

秩父市立保育所条例等の一部を改正する条例

(秩父市立保育所条例の一部改正)

第1条 秩父市立保育所条例（平成17年秩父市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(秩父市児童福祉審議会条例の一部改正)

第2条 秩父市児童福祉審議会条例（平成17年秩父市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(秩父市保育の必要性の認定に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 秩父市保育の必要性の認定に関する基準等を定める条例（平成26年秩父市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の一部改正)

第4条 秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例（平成26年秩父市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

(秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秩父市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を

「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、

同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年秩父市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(秩父市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第7条 秩父市立幼保連携型認定こども園条例（令和元年秩父市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年5月31日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

内閣府のこども家庭庁新設に伴い、関係条例の整備について、所要の改正を行いたいため。

議案第 48 号

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例（平成 17 年秩父市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表第 34 号及び第 35 号を次のように改める。

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>34 都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画認定申請に対する審査手数料</p> | <p>ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> | <p>審査 1 件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 5,000 円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 11,000 円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上のも<br/>の 23,000 円</p> <p>(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 11,000 円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上のも<br/>の 19,000 円</p> |
|   | <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この号から第 40 号までにおいて</p>                   | <p>審査 1 件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 40,000 円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 20</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>「省令」という。) 第<br/>10条第2号イ(1)<br/>及びロ(1)に定める<br/>基準に適合するもの</p>                | <p>0平方メートル以上のもの<br/>44,000円<br/>(2)住宅用途を含む建築物の<br/>住宅部分<br/>(ア)床面積の合計が300<br/>平方メートル未満のもの<br/>80,000円<br/>(イ)床面積の合計が300<br/>平方メートル以上のもの<br/>135,000円</p>  |
| <p>ウ ア以外の場合で、省<br/>令第10条第2号イ<br/>(2)及びロ(2)に<br/>定める基準に適合する<br/>もの</p>         | <p>審査1件につき、次に掲げる<br/>額を合算した額<br/>(1)一戸建ての住宅<br/>(ア)床面積の合計が200<br/>平方メートル未満のもの<br/>20,000円<br/>(イ)床面積の合計が200<br/>平方メートル以上のもの<br/>22,000円<br/>(2)住宅用途を含む建築物の<br/>住宅部分<br/>(ア)床面積の合計が300<br/>平方メートル未満のもの<br/>38,000円<br/>(イ)床面積の合計が300<br/>平方メートル以上のもの<br/>66,000円</p> |
| <p>エ ア以外の場合で、省<br/>令第10条第1号イ<br/>(1)及びロ(1)に<br/>定める基準に適合する<br/>非住宅用途を含む建築</p> | <p>審査1件につき、次に掲げ<br/>る額を合算した額<br/>(1)床面積の合計が300平<br/>方メートル未満のもの 2<br/>67,000円</p>  |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | 物の非住宅部分  | (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 3<br>34,000円   |
|  | オ ア以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分                                      | 審査1件につき、次に掲げる額を合算した額<br>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1<br>02,000円<br>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1<br>30,000円   |
| 35 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画変更認定申請に対する審査手数料 | ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 | 審査1件につき、次に掲げる額を合算した額<br>(1) 一戸建ての住宅 2, 5<br>00円<br>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分<br>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5, 500円<br>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11, 500円<br>(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分<br>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5, 500円<br>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9, 500円 |
|  | イ ア以外の場合で、省  | 審査1件につき、次に掲げる  |

|  |  |
|--|--|
| <p>令第10条第2号イ<br/> (1) 及びロ(1)に<br/> 定める基準に適合する<br/> もの</p>                  | <p>額を合算した額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの<br/> の 20,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のも<br/> の 22,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の<br/> 住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のも<br/> の 40,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のも<br/> の 67,500円</p>    |
| <p>ウ ア以外の場合で、省<br/> 令第10条第2号イ<br/> (2) 及びロ(2)に<br/> 定める基準に適合する<br/> もの</p> | <p>審査1件につき、次に掲げる<br/> 額を合算した額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のも<br/> の 10,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のも<br/> の 11,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の<br/> 住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のも<br/> の 19,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のも</p> |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  |   | の 33,000円  |
|  | エ ア以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 | 審査1件につき、次に掲げる額を合算した額<br>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円<br>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円 |
|  | オ ア以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 | 審査1件につき、次に掲げる額を合算した額<br>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円<br>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 65,000円   |

別表第36号イの項金額の欄(1)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号から第40号までにおいて「省令」という。)」を「省令」に改め、同表第37号から第39号までを次のように改める。

|   |   |   |
|---|---|---|
| 37 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に対する審査手数料 | ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 | 審査1件につき、一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額<br>(1) 一戸建ての住宅 5,000円<br>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分<br>(ア) 床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)及びイ |
|---|---|---|

|  |   |  |
|--|---|--|
|  |   | <p>(2)、次号ア(2)及びイ(2)並びに第39号ア(2)、イ(2)及びウ(2)において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 23,000円</p> <p>(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 19,000円</p> |
|  | <p>イ ア以外の場合で、省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> | <p>審査1件につき、一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円</p>                         |

|   |   |
|---|---|
|   | (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のものの135,000円  |
| ウ ア以外の場合で、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの                | <p>審査1件につき、一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 66,000円</p> |
| エ ア以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 | <p>審査1件につき、一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 334,000円</p>   |
| オ ア以外の場合で、省令第10条第1号イ                                      | 審査1件につき、一の建築物ごとに次に掲げる額を合算し  |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   | (2) 及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分   | <p>た額</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 130,000円</p>   |
| 38 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請に対する審査手数料 | <p>ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> | <p>審査1件につき、一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、前号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11,500円</p> <p>(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円</p> |
|   | イ ア以外の場合で、省令第10条第2号イ   | <p>審査1件につき、一の建築物ごとに次に掲げる額を合算し</p>   |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>(1) 及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p>                    | <p>た額。ただし、新たに追加される建築物については、前号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 67,500円</p> | <p>た額。ただし、新たに追加される建築物については、前号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 67,500円</p> |
| <p>ウ ア以外の場合で、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> | <p>審査1件につき、一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、前号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p>   | <p>審査1件につき、一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、前号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p>   |

|                           |  |  |
|---------------------------|--|--|
|                           |  | <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 33,000円</p>  |
|                           | <p>エ ア以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> | <p>審査1件につき、一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、前号に定める額とする。</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円</p> |
|                           | <p>オ ア以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> | <p>審査1件につき、一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、前号に定める額とする。</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 65,000円</p>   |
| 39 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | <p>ア 建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる</p>                 | <p>審査1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 5,000円</p>  |

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査手数料</p>    | <p>基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> | <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 23,000円</p> <p>(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 19,000円</p>           |
| <p>イ ア以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> | <p>イ ア以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p>    | <p>審査1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | の 135,000円  |
| ウ ア以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの | <p>審査1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 66,000円</p> |
| エ ア以外の場合で、省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分         | <p>審査1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 334,000円</p>   |
| オ ア以外の場合で、省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分         | <p>審査1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300平</p>  |

|  |  |                         |
|--|--|-------------------------|
|  |  | 方メートル以上のもの 1<br>30,000円 |
|--|--|-------------------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年5月31日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、新たな事務の手数料を定めるほか、所要の改正を行いたいため。

議案第49号

秩父市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秩父市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年秩父市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「下水道事業」の次に「（公共下水道事業、農業集落排水事業及び戸別合併処理浄化槽事業をいう。以下同じ。）」を加える。

第3条第2項中「下水道事業」を「公共下水道事業」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 農業集落排水事業の排水処理施設の名称、位置及び処理区域は、秩父市農業集落排水処理施設条例（平成17年秩父市条例第200号）別表第1のとおりとする。
- 4 戸別合併処理浄化槽事業の処理区域は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第12条の4の規定により定めた区域とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（秩父市特別会計条例の一部改正）

- 2 秩父市特別会計条例（平成17年秩父市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

（秩父市下水道事業審議会条例の一部改正）

- 3 秩父市下水道事業審議会条例（令和元年秩父市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 農業集落排水使用料に関する事。
- (4) 戸別合併処理浄化槽使用料に関する事。

令和5年5月31日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

農業集落排水事業及び戸別合併処理浄化槽事業について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定を適用するにあたり、関係条例の整備について、所要の改正を行いたいため。

## 議案第50号

### 秩父市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
  - 第2章 設置規制区域等（第7条・第8条）
  - 第3章 事前協議、地域住民等への周知（第9条・第10条）
  - 第4章 同意（第11条・第12条）
  - 第5章 届出等（第13条—第17条）
  - 第6章 大規模太陽光発電事業
    - 第1節 廃棄等費用の確保、管理等（第18条—第21条）
    - 第2節 損害賠償責任保険等への加入（第22条）
  - 第7章 維持管理（第23条）
  - 第8章 監督（第24条—第29条）
  - 第9章 雑則（第30条・第31条）
- #### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去等に関し必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、自然環境、生活環境及び景観の保全に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に掲げる太陽光を再生可能エネルギー源とする設備をいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に附属して設置するものを除く。）を利用して発電を行う事業で、発電出力の合計（当該太陽光発電設備を設置する者と実質的に同一又は共同の関係にあると認められる者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に太陽光発電設備を設置するときは、当該太陽光発電設備の発電出力を含む。次号において同じ。）が10キロワット以上のものをいう。

- (3) 事業者 太陽光発電事業を行う者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 大規模太陽光発電事業 太陽光発電事業のうち、事業区域の合計（当該太陽光発電設備を設置する者と実質的に同一又は共同の関係にあると認められる者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に太陽光発電設備を設置するときは、当該太陽光発電設備の事業区域を含む。）が2ヘクタール以上又は発電出力の合計が2,000キロワット以上のものをいう。
- (6) 土地所有者等 事業区域内に存する土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (7) 地域住民等 次に掲げる者をいう。
  - ア 事業区域の境界からの水平距離が100メートル以内の区域に存する土地又は建築物の所有者、占有者又は管理者
  - イ 事業区域が存する町会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）
  - ウ 太陽光発電事業の実施に伴い、生活環境に著しい影響を受けるおそれがあると認められる者

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、第1条の目的を達成するため、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、災害の発生を防止し、並びに自然環境、生活環境及び景観を保全するため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、地域住民等から意見を聴き、その意見を尊重するとともに、良好な関係を保つよう努めなければならない。
- 3 事業者は、太陽光発電事業の実施に起因する事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、誠実にその解決に当たらなければならない。
- 4 事業者は、太陽光発電事業の実施に起因して生じた他人の生命若しくは身体又は財産に係る損害を補填する保険及び自然災害や地震等の発生により太陽光発電事業に係る修繕、撤去、廃棄の費用を補償するための火災保険、地震保険等（以

下「損害賠償責任保険等」という。)に加入するよう努めなければならない。

5 事業者は、太陽光発電設備を適正に管理し、太陽光発電事業を廃止したときは、太陽光発電設備の解体、撤去、廃棄その他の太陽光発電事業の廃止に必要な措置(以下「解体等」という。)を行わなければならない。

6 事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

(1) 太陽光発電設備の維持管理に要する費用

(2) 太陽光発電設備の解体等に要する費用(以下「廃棄等費用」という。)

(3) 前号に掲げるもののほか、太陽光発電事業の廃止に要する費用

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、第1条の目的を達成するため、事業区域を適正に管理するとともに、同条の目的に反するおそれのある事業者に対して当該土地を使用させることのないよう努めなければならない。

## 第2章 設置規制区域等

(設置規制区域)

第7条 市長は、次の各号に規定する区域のいずれかに該当すると認めるときは、当該区域を規則に定めるところにより太陽光発電設備の設置が望ましくない区域(以下「設置規制区域」という。)として指定するものとする。

(1) 土砂災害その他の自然災害が発生するおそれがある区域

(2) 豊かな自然環境を保ち、地域における貴重な資源として認められる区域

(3) 住宅との隣接地その他の太陽光発電事業により地域住民等の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがある区域

(4) 市を象徴する魅力的な景観として良好な状態を保全する必要がある区域

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める区域

2 市長は、必要があると認めるときは、設置規制区域を変更することができる。

(遵守事項)

第8条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たっては、規則で定める太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する事項を遵守しなければならない。

## 第3章 事前協議、地域住民等への周知

(事前協議)

第9条 第13条第1項の規定による届出をしようとする事業者は、当該届出を提出しようとする日の30日前までに市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又

は助言をすることができる。

- 3 事業者は、前項の規定により協議した事項を変更しようとするときは、速やかにその旨を市長と協議しなければならない。

(地域住民等への周知等)

第10条 事業者は、第13条第1項又は第3項の規定による届出をしようとするときは、地域住民等に対し、あらかじめ事業の内容等に関する説明会を開催するなど当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の周知を行うに当たっては、事業者は、事業計画の内容について地域住民等の理解が得られるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、第1項の措置を行ったときは、その結果を市長に報告しなければならない。
- 4 第1項の周知がなされた場合において、地域住民等は、事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができるとともに、災害の発生防止並びに自然環境、生活環境及び景観の保全に関する協定の締結を求めることができる。
- 5 事業者は、前項の協定の締結を求められたときは、協定を締結し、協定書の写しを市長に提出しなければならない。

#### 第4章 同意

(同意)

第11条 事業者は、太陽光発電事業を行おうとするとき又は実施している事業を変更しようとするときは、市長の同意を得なければならない。

(同意の基準等)

第12条 前条の場合において、市長は、次条第1項の規定により届出のあった事業計画の内容を審査し、災害の発生防止並びに自然環境、生活環境及び景観の保全上支障がないと認められ、かつ、太陽光発電事業を実施するために必要な資力及び信用があると認めるときは、同意するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による同意に、第1条の目的を達成するために必要な意見を付することができる。
- 3 市長は、事業区域の全部又は一部が設置規制区域に位置するときは、同意しないものとする。ただし、事業者が、太陽光発電事業の実施に必要な許認可等（法律又は条例に基づく許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為をいう。）を受けている場合であって、地域住民等の理解が得られ、かつ、市長がこの条例の目的に照らし合わせて支障がないと認める場合は、この限りでない。
- 4 市長は、必要に応じ、秩父市環境基本条例（平成18年秩父市条例第16号）

第23条に規定する秩父市環境審議会その他災害の発生防止並びに自然環境、生活環境及び景観の保全について識見を有する者の意見を聴くことができる。

5 前各項の規定は、次条第3項の規定による事業計画の変更について準用する。

## 第5章 届出等

### (事業計画の届出)

第13条 事業者は、太陽光発電設備の設置に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手しようとする日の60日前までに、第10条第1項に規定する事業の内容等に関する説明会の開催その他の地域住民等への周知の状況を記録した書類を添えて事業計画を市長に届け出なければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地、面積及び事業完了時における土地の形状
- (4) 太陽光発電設備の設置位置、構造及び発電出力
- (5) 太陽光発電設備の維持管理計画（太陽光発電設備の廃止後において行う措置を含む。）
- (6) 太陽光発電事業に係る資本費（太陽光発電設備の設置に係る工事費の総額をいう。以下同じ。）（大規模太陽光発電事業に係る事業計画に限る。）
- (7) 第22条に規定する損害賠償責任保険等への加入状況（大規模太陽光発電事業に係る事業計画に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の届出をした事業者は、当該事業計画に定める事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、変更する日の30日前までに市長に届け出なければならない。ただし、当該変更事項が前項第1号に掲げる事項である場合は、変更後の事業者がこれを届け出なければならない。

4 市長は、届出のあった事業計画が他の市町村の区域の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

### (標識の設置)

第14条 事業者は、設置工事に着手する日から太陽光発電設備を撤去する日まで、事業区域内の道路に面する場所その他の外部から見やすい場所に、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

2 事業者は、前項の標識の記載内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の標識を設置しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により標識を設置したとき又は前項の規定により標識の内容を変更したときは、市長に届け出なければならない。

(工事完了の届出)

第15条 事業者は、設置工事が完了したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による完了の届出があったときは、第13条第1項及び第3項の規定による届出の内容に適合しているかを確認し、その結果を事業者に通知するものとする。

3 事業者は、前項の規定により、第13条第1項及び第3項の規定による届出の内容に適合していない旨の通知を受けたときは、当該届出の内容に適合するよう必要な措置を速やかに講じなければならない。

(廃止等の届出)

第16条 事業者は、太陽光発電事業を中止し、又は廃止しようとするときは、当該事業を中止し、又は廃止しようとする日の30日前までに、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定による届出をしたときは、各種法律等の規定による太陽光発電設備の解体等の実施に必要な許認可等を受けた後、太陽光発電設備の解体等を速やかに行い、当該解体等が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に、市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による完了の届出があったときは、太陽光発電設備の解体等が完了しているかを確認し、当該解体等が適正に行われていないことを確認したときは、事業者に対して必要な措置を行うための指示を行うことができる。

4 事業者は、前項の規定により指示があったときは、必要な措置を速やかに講じなければならない。

(地位承継の届出)

第17条 事業者から事業譲渡、相続、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継があった日から10日以内に、市長に届け出なければならない。

## 第6章 大規模太陽光発電事業

### 第1節 廃棄等費用の確保、管理等

(保証金の預入及び質権設定等)

第18条 事業者は、再エネ特措法第15条の6第2項に規定する解体等積立金の

積立てを行わずに大規模太陽光発電事業をしようとするときは、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に相当する額の現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。

- 2 前項の規定による保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。
  - (1) 事業者が設置しようとする太陽光発電設備の発電出力に、再エネ特措法第43条に規定する調達価格等算定委員会が設定した認定年度における廃棄等費用の想定額1キロワット当たりの価格を、事業計画の届出を行う年度の価格とし、この価格を乗じて得た額
  - (2) 事業者が実施しようとする太陽光発電事業に係る資本費の100分の5に相当する額又は当該太陽光発電事業に係る廃棄等費用の見積額
- 3 事業者は、第1項の規定により保証金を預入したときは、第11条第1項の規定による市長の同意を得る前に、当該保証金に係る預金債権について市と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせなければならない。
- 4 前項の規定は、第13条第3項の規定による事業計画の変更により当該太陽光発電事業が大規模太陽光発電事業に該当することとなった事業者について準用する。
- 5 前条の規定により事業者の地位を承継した者に係る第3項の規定の適用については、同項中「事業者は、第1項の規定により保証金を預入したときは、第11条の規定による市長の同意を得る前に」とあるのは、「前条の規定により事業者の地位を承継した者は、同条の規定による市長への届出を速やかに行った後、第1項の規定により保証金を預入したときは」と読み替えるものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、既に大規模太陽光発電事業を実施している事業者が新たに第13条第3項の規定による事業計画の変更をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

（保証金預入に係る公表）

第19条 市長は、前条第1項の規定により事業者が保証金の預入をしたときは、保証金を預入した事実及び保証金の額を公表するものとする。

（保証金の使途）

第20条 市長は、事業者が第27条の命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、災害の発生の防止又は自然環境、生活環境若しくは景観の保全に著しい支障が生じると認める場合は、行

政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は第3条第3項の規定により市が講じた措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに当該保証金を充てることができる。

- 2 市長は、前項の措置を講じた場合において、保証金の額が当該措置に要した費用の額より少ないときは、その差額を事業者に負担させることができる。
- 3 前項の規定により事業者に負担させる費用の徴収については、行政代執行法の規定の例によるものとする。

（質権設定契約の解除等）

第21条 市は、次に掲げる場合は、第18条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

- (1) 第12条の規定により同意しないとき。
  - (2) 第13条第3項の規定による事業計画の変更により当該太陽光発電事業が大規模太陽光発電事業に該当しないこととなったとき。ただし、大規模太陽光事業を実施している場合にあっては、災害発生の防止のために必要な措置等がとられていると市長が認めるときに限る。
  - (3) 第17条の規定による事業者の地位の承継があった場合において、同条の規定により事業者の地位を承継した者と新たに第18条第5項の規定により読み替えて適用する同条第3項の規定により質権設定契約を締結したとき。
  - (4) 太陽光発電設備の廃止に係る解体等を完了したとき。
- 2 事業者は、太陽光発電設備の解体等に伴い発生する廃棄物の処理のために保証金を使用するとき、第13条第3項の規定による事業計画の変更に伴い預入すべき保証金の額が減少するときその他相当の理由があるときは、第18条第1項の規定により預入した保証金の減額を市長に申し入れることができる。
  - 3 前項の規定による申入れがあった場合において、市長は、保証金を減額しても適切に廃棄等費用が確保されていると認めるときは、保証金の減額をすることができる。ただし、保証金の全額を減額する場合にあっては、太陽光発電設備の廃止に係る解体等が完了したと認めるとき又は完了する見込みであると認めるときに限る。
  - 4 市長は、前項の規定により保証金の減額をする場合は、第18条第3項の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他の当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとし、事業者はこれに協力するものとする。

第2節 損害賠償責任保険等への加入

第22条 事業者は、大規模太陽光発電事業の実施に当たっては、太陽光発電設備

の設置に着手する日から太陽光発電設備を廃止する日までの間、損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、設置工事に係る期間中の損害賠償責任保険等への加入にあつては、当該設置工事を請け負う者が、損害賠償責任保険等への加入をすることで足りるものとする。

2 第13条第3項の規定による事業計画の変更により当該太陽光発電事業が大規模太陽光発電事業に該当することとなる事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「太陽光発電設備の設置」とあるのは「太陽光発電設備の設置に係る事業計画の変更に伴い生じる工事」と読み替えるものとする。

3 第17条の規定に基づき、事業者の地位を承継した者に係る第1項の規定の適用については、同項中「太陽光発電設備の設置に着手する日から太陽光発電設備を廃止する日までの間」とあるのは「第17条の規定により事業者の地位を承継した際に、太陽光発電設備の設置に着手していない場合にあつては太陽光発電設備の設置に着手する日から太陽光発電設備を廃止するまでの間、太陽光発電設備の設置に着手している場合にあつては事業者の地位を承継した日から太陽光発電設備を廃止する日までの間」と読み替えるものとする。

#### 第7章 維持管理

第23条 事業者は、関係法令等を遵守し太陽光発電設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持し、適正に管理しなければならない。

2 事業者は、災害等により太陽光発電設備が破損し、第三者に対する被害が発生するおそれがある場合には、直ちに現況確認を行い、必要な措置及び安全対策を講じ、その結果を遅滞なく市長に報告しなければならない。

#### 第8章 監督

(報告の徴収)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者等関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第26条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

- (1) 第9条第1項の規定による協議をせず、又は虚偽の協議をしたとき。
- (2) 第11条の同意を得ずに設置工事に着手したとき。
- (3) 第13条第1項及び第3項の規定による届出を行わなかったとき。
- (4) 第14条第3項の規定による届出を行わなかったとき。
- (5) 第15条第1項の規定による届出を行わなかったとき。
- (6) 第15条第3項の規定による措置を講じなかったとき。
- (7) 第16条第1項の規定による届出を行わなかったとき。
- (8) 第16条第2項の規定による解体等又は届出を行わなかったとき。
- (9) 第16条第4項の規定による措置を講じなかったとき。
- (10) 第23条第1項の規定による適正な維持管理を怠ったとき。
- (11) 第23条第2項の規定による必要な措置及び安全対策を講じなかったとき。
- (12) 第24条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は同項に規定する質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (13) 前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、太陽光発電事業が生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3 事業者は、第1項の指導若しくは助言又は前項の勧告を受けたときは、その処理の状況を速やかに市長に報告しなければならない。

(命令)

第27条 市長は、前条第2項の勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表等)

第28条 市長は、前条の命令を受けた事業者が、正当な理由なく命令に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表する

ことができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し意見を述べる機会を与えなければならない。

(国及び県への報告)

第29条 市長は、前条第1項の規定による公表を行った後、公表した内容を国及び県に報告することができる。

#### 第9章 雑則

(事業者が所在不明になった場合等の措置)

第30条 事業者が所在不明になった場合又はその組織を解散した場合において、当該土地所有者等が当該事業者と異なる者である場合に限り、当該土地所有者等を事業者とみなして、第16条及び第23条から前条までの規定を適用する。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条から第15条まで、第18条から第22条まで及び第26条第2項第1号から第6号までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに設置工事に着手している事業者及び設置工事が完了している事業者には、適用しない。
- 3 施行日から30日を経過する日までの間に第13条第1項の規定による届出をしようとする事業者に対するこの条例の適用については、第9条第1項中「当該届出を提出しようとする日の30日前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 4 施行日から60日を経過する日までの間に設置工事に着手しようとする事業者に対するこの条例の適用については、第13条第1項中「太陽光発電設備の設置に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手しようとする日の60日前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

令和5年5月31日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

#### 提案理由

太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去等に関し、必要な事項を定めたい  
ため。

議案第51号

秩父市コミュニティ・プラント条例

(設置)

第1条 地域の水質保全及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に寄与するため、コミュニティ・プラントを設置する。

(名称、位置及び処理区域)

第2条 コミュニティ・プラントの名称は、和田コミュニティ・プラントとし、位置は、秩父市下吉田7084番地とし、処理区域は、下吉田和田地区とする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 し尿及び生活雑排水（工場廃水、雨水その他特殊な排水を除く。）をいう。
- (2) コミュニティ・プラント 汚水を排水するために設けられる排水管渠<sup>きよ</sup>、公共ます、汚水を最終的に処理するために設けられる処理施設その他の施設で、市が設置するものをいう。
- (3) 使用者 汚水を排除するため、コミュニティ・プラントを使用するものをいう。
- (4) 排水設備 汚水をコミュニティ・プラントに排除するために必要な汚水ます、排水管渠その他の排水施設で、使用者が設置するものをいう。
- (5) 処理区域 汚水をコミュニティ・プラントに排除することができる区域をいう。

(供用開始の告示)

第4条 市長は、コミュニティ・プラントの供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始する日、処理区域及びその供用開始に必要な事項を告示しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排水設備の設置)

第5条 コミュニティ・プラントの供用を開始するときは、当該コミュニティ・プラントの処理区域内の建物の所有者は、遅滞なく排水設備を設置し、使用者とならなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたものはこの限りでない。

(し尿の排除の制限)

第6条 使用者は、し尿をコミュニティ・プラントに排除するときは、水洗便所に

よってこれをしなければならない。

(排水設備の計画の届出)

第7条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、その計画について市長に届け出なければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者が、当該届出をした日から6月以内に着手しないときは、市長はこれを取り消すことができる。

(排水設備の設置基準)

第8条 排水設備の新設等を行おうとするときは、次に定める基準によらなければならない。

- (1) 排水設備は、雨水等がコミュニティ・プラントに流入しない構造とすること。
- (2) 排水設備は、堅固で耐久力を有するものとすること。
- (3) 排水管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の2以上とすること。
- (4) 汚水を排除すべき排水管渠は、暗渠とすること。
- (5) 汚水ます又はマンホールは、密閉することができるふたを設けること。
- (6) その他コミュニティ・プラントの機能を妨げない構造とすること。

(排水設備の工事の検査)

第9条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事の完了の日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が前条の規定に適合するものであることについて、市長の検査を受けなければならない。

(排水設備の工事の実施)

第10条 排水設備の新設等の工事は、秩父市下水道条例（平成17年秩父市条例第243号）第8条の規定により、市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）が行わなければならない。

(使用開始等の届出)

第11条 コミュニティ・プラントの使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとする者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 使用者の氏名に変更があったときは、新たに使用者となったものは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第12条 市長は、施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(使用料の額の算定方法)

第13条 使用料の額は、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

2 月の中途においてコミュニティ・プラントの使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。

(1) 当該月の使用日数が15日以上であるとき 当該月の使用料の全額

(2) 当該月の使用日数が15日未満であるとき 当該月の使用料の半額

3 第11条第1項の規定による休止又は廃止の届出をしない者は、コミュニティ・プラントを継続して使用しているものとみなす。

(使用料の減免)

第14条 市長は、公益その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第7条第1項の規定による届出をしないで排水設備の新設等を行った者

(2) 第7条第1項の規定による届出について虚偽の届出をした者

(3) 第8条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者

(4) 第9条の規定による届出を期間内に行わなかった排水設備の新設等の工事を実施した者

(5) 第9条の規定による届出について虚偽の届出をした指定工事店

(6) 第11条の規定による届出について虚偽の届出をした者

第17条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（その5倍に相当する金額が5万円を超えたときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、秩父市農業集落排水処理施設条例（平成17年秩父市条例第200号）の規定によりなされた和田農業集落排水施設に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(秩父市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

3 秩父市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1 和田農業集落排水施設の項を削る。

別表第2中「和田農業集落排水施設」を削る。

別表（第13条関係）

| 区分                 | 基本料金（1世帯当たり月額） | 人数割料金（1人当たり月額） | 割増料金（月額）                                    |
|--------------------|----------------|----------------|---|
| 一般家庭               | 2,000円         | 400円           |   |
| 飲食製造業、医療機関、民宿、理容業等 | 3,000円         | 400円           | 従業員数を10で除して得た数（小数点以下第1位を切り上げ）に1,000円を乗じて得た額 |
| 事業所等               | 2,000円         | 400円           | 従業員数を10で除して得た数（小数点以下第1位を切り上げ）に1,000円を乗じて得た額 |
| 公共施設等              | 2,000円         |                |   |

令和5年5月31日提出

秩父市長 北堀 篤

提案理由

コミュニティ・プラントの設置、管理等に関し、必要な事項を定めたいため。

議案第 5 2 号

秩父市長の給料の額の特例に関する条例を廃止する条例

秩父市長の給料の額の特例に関する条例（令和 3 年秩父市条例第 1 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

令和 5 年 5 月 3 1 日提出

秩 父 市 長      北   堀      篤

提案理由

経済状況の回復や新型コロナウイルス感染症の 5 類引下げに伴う制限緩和等を踏まえ、市長給料の特例条例を廃止したいため。

議案第 5 3 号

令和 5 年度秩父市一般会計補正予算（第 2 回）

令和 5 年度秩父市一般会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 441,347 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,179,155 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 5 月 3 1 日提出

秩 父 市 長                      北   堀                      篤

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| 16 国庫支出金 |         | 3,810,948  | 441,443 | 4,252,391  |
|          | 2 国庫補助金 | 661,665    | 441,443 | 1,103,108  |
| 21 繰越金   |         | 943,486    | 9,936   | 953,422    |
|          | 1 繰越金   | 943,486    | 9,936   | 953,422    |
| 22 諸収入   |         | 563,181    | 10,032  | 553,149    |
|          | 5 雑入    | 401,261    | 10,032  | 391,229    |
| 歳入       | 合計      | 29,737,808 | 441,347 | 30,179,155 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款     | 項           | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
|-------|-------------|------------|---------|------------|
| 2 総務費 |             | 3,888,564  | 26,286  | 3,914,850  |
|       | 1 総務管理費     | 3,234,669  | 9,936   | 3,244,605  |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 210,296    | 16,350  | 226,646    |
| 3 民生費 |             | 11,275,265 | 215,833 | 11,491,098 |
|       | 1 社会福祉費     | 5,525,126  | 215,463 | 5,740,589  |
|       | 2 児童福祉費     | 4,568,837  | 370     | 4,569,207  |
| 4 衛生費 |             | 3,346,059  | 129,228 | 3,475,287  |
|       | 4 上水道費      | 1,263,265  | 129,228 | 1,392,493  |
| 7 商工費 |             | 863,185    | 70,000  | 933,185    |
|       | 1 商工費       | 863,185    | 70,000  | 933,185    |
| 歳 出   | 合 計         | 29,737,808 | 441,347 | 30,179,155 |